

回覧

新築(増・改築)家屋及び解屋の調査について

財政課では、毎年秋口から年末にかけて家屋評価を実施しています。つきましては、下記の件について該当がある場合には、役場財政課または貴地区会長の方まで、申し出て頂きますようお願いいたします。

記

- (1) 平成 1 9 年中に新築家屋 (増 ・ 改築も含む) を建築された方、または建築予定の方
(平成 1 9 年以前に建築された建物で、未評価の建物も同様です。)
- (2) 平成 1 9 年中に家屋を解かれた方、又は解かれる予定の方
(平成 1 9 年以前に解かれた建物で、まだ課税台帳に登載されている建物も同様です。)

* 家屋には、専用住宅だけでなく、倉庫・店舗・牛舎等も含まれます。

担当課：財政課 担当者：升水